

## ポータルサイト各社で違反物件情報を共有

ポータルサイト広告適正化部会では、日頃より、インターネット広告の適正化を図るための方策を実施しています。おとり広告や不当表示の未然防止および、これらの広告などによるエンドユーザーに対する被害拡大を防止するため、違反物件情報などを共有し、その情報に該当する物件の掲載があれば削除いただくなどの対策を講じています。会員の皆さまにおかれましては、登録ルールの遵守、情報メンテナンスにご協力をお願いします。

2026年2月～2026年4月にポータルサイト広告適正化部会で  
282件の違反物件情報が共有されました。

## 首都圏不動産公正取引協議会の措置事例①

	神奈川県知事免許（1）
措置	違約金課徴
対象広告	ポータルサイト
対象物件	違反概要
賃貸共同住宅 8物件	<ol style="list-style-type: none"> <li>おとり広告（契約済み）                     <ol style="list-style-type: none"> <li>契約済み物件を新規に情報公開し、1か月以上継続して広告（4件）</li> <li>新規に情報公開後、契約済みとなった物件を削除せず、長いもので約3か月間、短いものでも1か月以上継続して広告（4件）</li> </ol> </li> <li>ルームクリーニング費用（5件）、エアコンクリーニング費用（2件）及び24時間サポート費用（1件）不記載</li> <li>「バイク置場」、「駐輪場」⇒利用料を必要とする旨不記載（3件）</li> <li>実際と異なる間取り図を表示（1件）</li> <li>「礼金 -」、「ペット相談」 ⇒ペットを飼育する場合、礼金が賃料の1か月分必要（3件）</li> <li>「保証会社利用必 月額保証料の50%」 ⇒家賃保証料（契約時47,000円、毎月800円）不記載（1件）</li> <li>「ブルーライン/〇〇駅 徒歩3分」⇒8分（590m）（1件）</li> <li>「保証会社利用必 総賃料の50%、100%」 ⇒50%を選択した場合、2年目以降毎年10,000円の家賃保証料が必要（1件）</li> </ol>

※首都圏不動産公正取引協議会ホームページ 公取協通信第365号(2026年2月号)より抜粋 ①  
<https://www.sfkoutori.or.jp/webkanri/kanri/wp-content/uploads/2026/02/tsushin365.pdf>

※首都圏不動産公正取引協議会ホームページ 公取協通信第367号(2026年4月号)より抜粋 ②  
<https://www.sfkoutori.or.jp/webkanri/kanri/wp-content/uploads/2026/04/tsushin367.pdf>

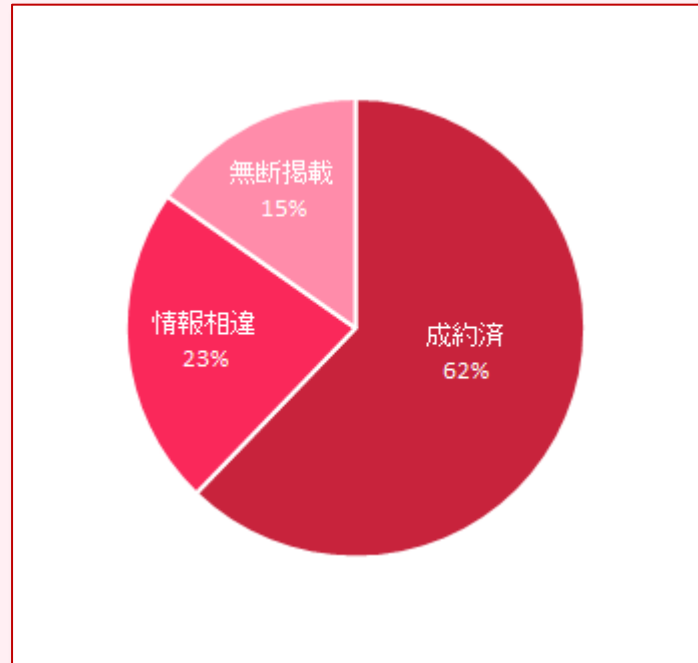
## 首都圏不動産公正取引協議会の措置事例②

	東京都知事免許（1）
措置	違約金課徴
対象広告	ポータルサイト
対象物件	違反概要
賃貸共同住宅 10物件	<ol style="list-style-type: none"> <li>家賃保証会社と契約することが条件であるのに、その旨及び家賃保証料不記載（10件）</li> <li>ルームクリーニング費用（8件）、鍵交換費用（8件）、24時間サポート費用（5件）、エアコンクリーニング費用（3件）及び消毒費用（2件）不記載</li> <li>ペットの飼育について、 「ペット相談」⇒①ペット飼育不可（1件）、②ペットを飼育する場合は、敷金が賃料の1か月分増額される旨不記載（2件）、③ペットを飼育する場合は、敷金が賃料の1か月分増額され、管理費が毎月1,000円増額される旨不記載（1件）</li> <li>設備について、 (1)「都市ガス」⇒都市ガスは引き込まれていない（1件） (2)「追焚機能浴室」、「温水洗浄便座」⇒追焚機能も温水洗浄機能もない（1件） (3)「洗面所独立」⇒浴室と一体（1件） (4)「浴室乾燥機」、「追焚機能浴室」⇒浴室乾燥機も追焚機能もない（1件） (5)「バイク置場」⇒バイク置場はない（1件） (6)「3口以上コンロ」⇒2口コンロ（1件） (7)「間取り 2LDK」、「全居室収納」⇒1室には収納なし（1件） (8)「駐輪場」、「バイク置場」⇒利用料が必要な旨不記載（5件）</li> <li>敷金・礼金等について、 (1)「敷金不要」⇒85,000円（1件） (2)「礼金不要」⇒278,000円（1件） (3)「共益費 14000円」⇒14,100円（1件） (4)「賃料 27万円」、「敷金1ヶ月」⇒敷金810,000円（1件） (5)「敷金 22万円」、「償却 -」⇒110,000円は償却される（1件）</li> <li>「周辺情報」について、 (1)「〇〇（スーパー）まで128m」⇒740m (2)「△△（コンビニ）まで4m」⇒630m (3)「□□（コンビニ）まで86m」⇒550m (4)「☆☆（スーパー）まで0m」⇒350m (5)「◇◇（スーパー）まで131m」⇒300m (6)「●●（小学校）まで836m」⇒▲▲小学校（800m）の学区である（1件）</li> <li>「築2年以内」、「築3年以内」、「築5年以内」⇒築24年（1件）</li> <li>「東南向き」⇒北東向き（1件）</li> <li>「事務所相談」⇒事務所利用不可（1件）</li> <li>「常駐管理」⇒日勤管理（1件）</li> <li>定期建物賃貸借である旨及び契約期間（2年）不記載（1件）</li> </ol>

# 情報審査活動報告と違反事例

## 2026年2月～2026年4月のご指摘の割合

2026年2月～2026年4月の不動産情報サイト アットホームの掲載物件に対する主なご指摘（成約済、情報相違、無断掲載）の割合は以下のとおりです。  
アットホームでは正確な物件情報を公開するために、週に1回以上、物件情報の内容確認と最新情報への更新をお願いしています。  
なお、物件情報へ画像を登録いただく際、インターネット上に公開されている写真などを断りなく転用すると、著作権者から権利の侵害を指摘されたり、損害賠償を請求されることがあります。  
画像は「貴店で撮影したもの」「著作権者に許可を得たもの」をご掲載ください。



2026年2月～2026年4月の不動産情報サイト アットホームの掲載物件に対する主な指摘内容の割合

## 直近の違反事例

当社ではご指摘への対応、掲載物件の調査を行っています。  
以下は当社規定による主な違反事例です。

### ■ A社

物件種別	売買居住用1物件
違反概要	・ 広告掲載未許可

### ■ B社

物件種別	賃貸居住用1物件
違反概要	・ 画像転載未許可

### ■ C社

物件種別	売買居住用1物件
違反概要	・ 成約済物件の6カ月以上の公開

### ■ D社

物件種別	賃貸居住用1物件
違反概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告掲載未許可</li> <li>・ 実際より安い賃貸条件で公開</li> <li>・ 実際と異なる入居可能日で公開</li> <li>・ 北東向きを南向きで公開</li> </ul>

### ■ E社

物件種別	賃貸事業用1物件
違反概要	・ 成約済物件の5カ月以上の公開